

国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び島根県庁等に派遣するとともに必要な資機材の緊急搬送を実施
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施



他の地方公共団体からの応援

▶ 原子力災害が発生した場合、国からの支援とは別に、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結

(県における主な6つの協定) ※市においても多くの応援協定を締結

⑦原子力災害時等における広域避難に関する協定 (平成26年5月28日)

【締結】

広島県・岡山県・島根県

【支援内容】

- ①避難者の受入れ
- ②避難所等の開設、運営体制移行するまでの避難所等の運営及び避難者の誘導等
- ③避難所等の運営等に必要となる人員及び物資の確保
- ④スクリーニング等の実施
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

①関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【締結】

関西広域連合 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、九州地方知事会 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)

【支援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

①関西広域連合と鳥取県との危機発生時時の相互応援に関する覚書 (平成24年10月25日)

【締結】

関西広域連合、鳥取県

【支援内容】

十分な応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施

⑦中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定 (平成24年3月1日)

【締結】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【支援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供
- ③避難、救援、火災、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

⑦全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (平成24年5月18日)

【支援】

①人的支援及び斡旋

- ・救助及び応急復旧等に必要な要員
- ・避難所の運営支援に必要な要員
- ・支援物資の管理等に必要な要員
- ・行政機能の補完に必要な要員
- ・応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

②物的支援及び斡旋

- ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ・応急復旧に必要な資機材及び物資
- ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等

③施設又は業務の提供及び斡旋

- ・ヘルプカーによる情報収集
- ・傷病者の受入れのための医療機関
- ・被災者を一時収容するための施設
- ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ・仮設住宅用地
- ・輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援

④その他特に要請のあったもの

⑦原子力災害時の相互応援に関する協定 (平成13年1月31日)

【締結】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【支援内容】

①原子力防災資機材の提供

- ・緊急時モニタリング資機材
- ・原子力防災活動資機材
- ・緊急時医療資機材

②職員の派遣

- ・緊急時モニタリング関係職員
- ・緊急時医療関係職員
- ・その他災害対策関係職員



5. 住民等への情報伝達体制

<対応のポイント>

正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。情報伝達に当たっては、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

住民等への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供
- 関係市は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 障がい者、外国人、観光客等要配慮者への情報伝達にも留意

市

提供される情報の内容

- ・発電所の状況
- ・放射性物質の放出の有無
- ・モニタリング結果
- ・住民のとるべき行動 等

防災行政無線

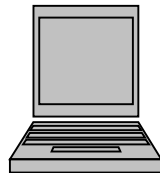
屋外拡声子局



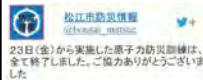
(戸別受信機) 屋内告知端末



市 ホームページ



ツイッター (松江市の例)



防災メール



緊急速報 メール (エリアメール)



ケーブル テレビ



広報車



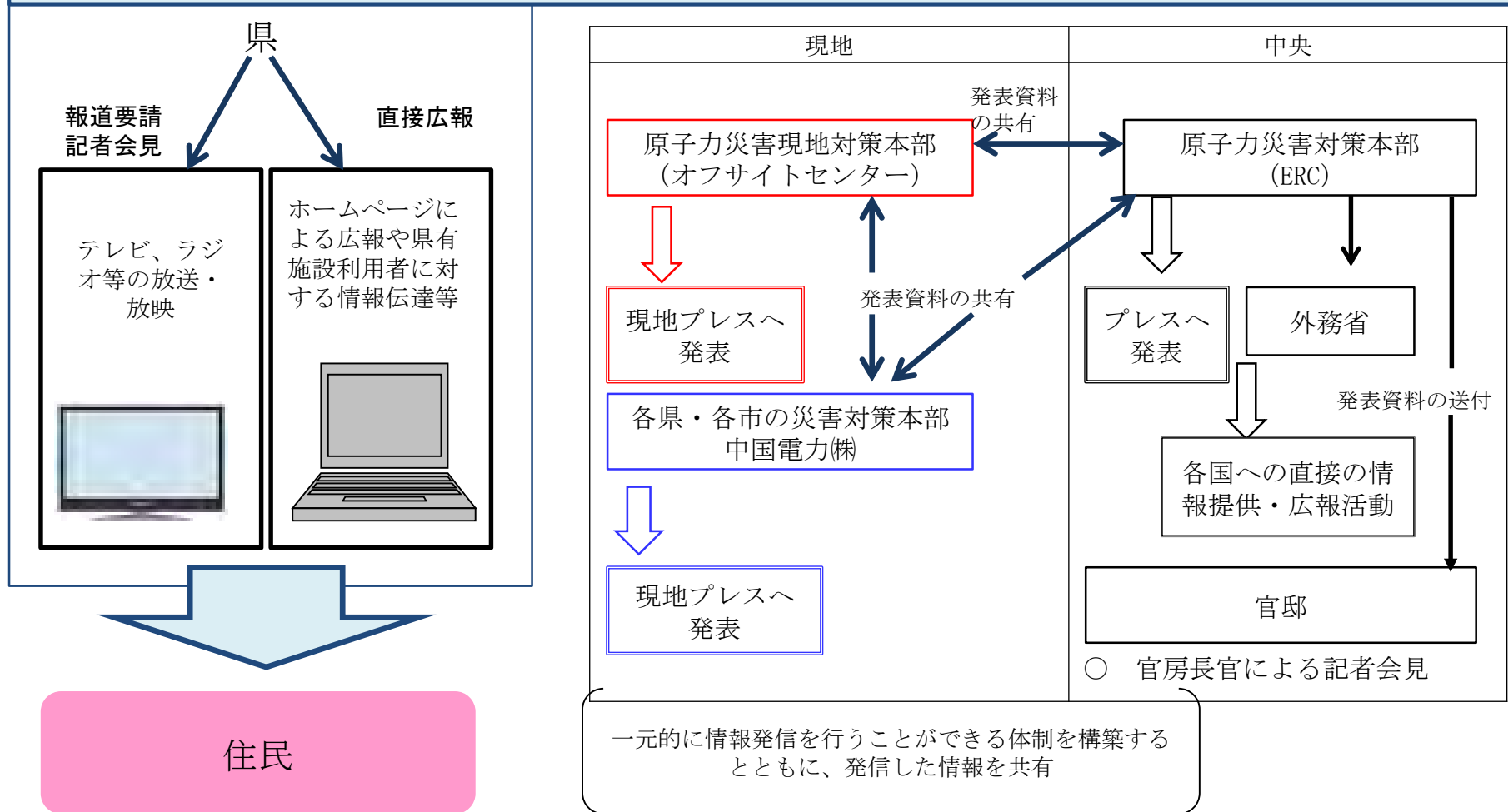
住民

- ・障がい者の種別に留意して音声情報や文字情報等を組み合わせて提供
- ・エリアメールは、エリア内であれば観光客や外国人も受信可能



マスコミ等への情報伝達体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に係る中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施し、現地での記者会見は、オフサイトセンターにおいて実施
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供
- 県においてもテレビやラジオ等に放送要請を行う

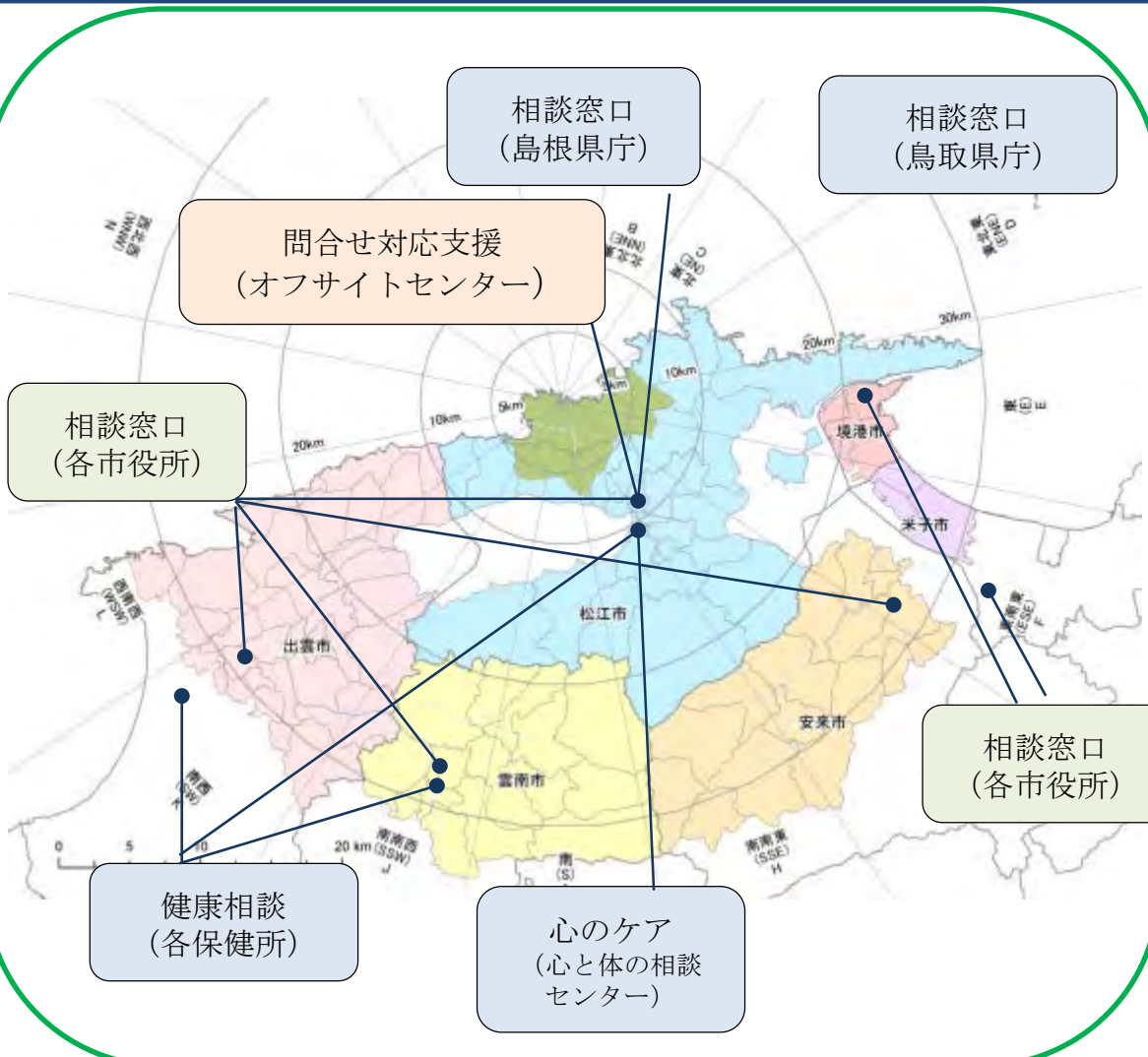


住民相談窓口の設置

- 原子力規制庁は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置
- 県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置
- 県では専用の臨時電話を開設して職員を配置し、Q&Aを準備して対応
- オフサイトセンターでは、県及び関係市の問合せ対応を支援

相談窓口の種類

- ① 総合相談
- ② 住宅全般
- ③ 放射線
- ④ 生活資金
- ⑤ 農林水産業
- ⑥ 経営・労働
- ⑦ 学校教育
- ⑧ 健康や育児
- ⑨ 被災者への損害賠償請求（中国電力株）



6. 区域別・対象者別の防護措置 と広域避難等

<対応のポイント>

学校においては、帰宅に支障がある場合を除いて児童・生徒を帰宅させ、家庭において保護者とともに避難に備えることを原則とする（PAZ、UPZ共通）。

PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で即時避難。ただし、避難よりも屋内退避が優先される場合には屋内退避を実施する。

UPZ内においては、OIL1（ $500 \mu\text{Sv/h}$ ）を超える区域を数時間内を目途に特定し、避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）を実施する。また、OIL2（ $20 \mu\text{Sv/h}$ ）を超える区域を1日以内を目途に特定し、1週間程度内に一時移転を実施する。

事態の進展と区域別・対象者別防護措置

地区	対象者	警戒事態 EAL 1	施設敷地緊急事態 EAL 2	全面緊急事態 EAL 3	放射 性物 質放 出	○ I L 1 ○ I L 2	
P A Z 概ね 5 km 内	一般住民		避難準備 安定ヨウ素剤服用準備	避難 安定ヨウ素剤服用※2	放射 性物 質放 出	—	
	避難行動 要支援者	児童生徒等	保護者へ引き渡し開始	学校に残っている場合は、緊急退避所へ移動		災害対策本部の指示に従い避難	—
		即時避難困難者	屋内退避準備	屋内退避※1		(準備が整った後、避難)	—
		入院患者	避難準備	避難		(避難済)	—
		施設入所者	避難準備	避難		(避難済)	—
		在宅者	避難準備	避難		(避難済)	—
	安定ヨウ素剤服用不適切者 3歳未満の乳幼児及び保護者	避難準備	避難	(避難済)		—	
U P Z 概ね 5 km ～ 30km 内	一般住民		屋内退避準備	屋内退避	放射 性物 質放 出	一時移転等 (安定ヨウ素剤服用) ※2	
	避難行動 要支援者	児童生徒等	(指示等があった場合) 保護者へ引き渡し開始	学校に残っている場合は、引続き帰宅を進める		災害対策本部の指示に従い屋内退避	(保護者と共に一時移転等)
		即時避難困難者		屋内退避準備		屋内退避	一時移転等 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		入院患者		屋内退避準備		屋内退避	一時移転等 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		施設入所者		屋内退避準備		屋内退避	一時移転等 (安定ヨウ素剤服用) ※2
在宅者		屋内退避準備	屋内退避	一時移転等 (安定ヨウ素剤服用) ※2			
U P Z 外	全住民			事態の進展に応じ 屋内退避	放射 性物 質放 出	一時移転等 (安定ヨウ素剤服用) ※2	

(用語の補足説明) 即時避難困難者：避難又は一時移転することにより健康リスクが高まる者

緊急退避所：バス等によるピストン輸送が可能で保護者への引き渡しが行いやすい大規模施設（松江市総合体育館等）

※1 即時避難困難者は放射線防護施設において避難に必要な準備が整うまで屋内退避、適切な搬送体制の確保を待って避難

※2 安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部又は県・市が指示を出す

要検討

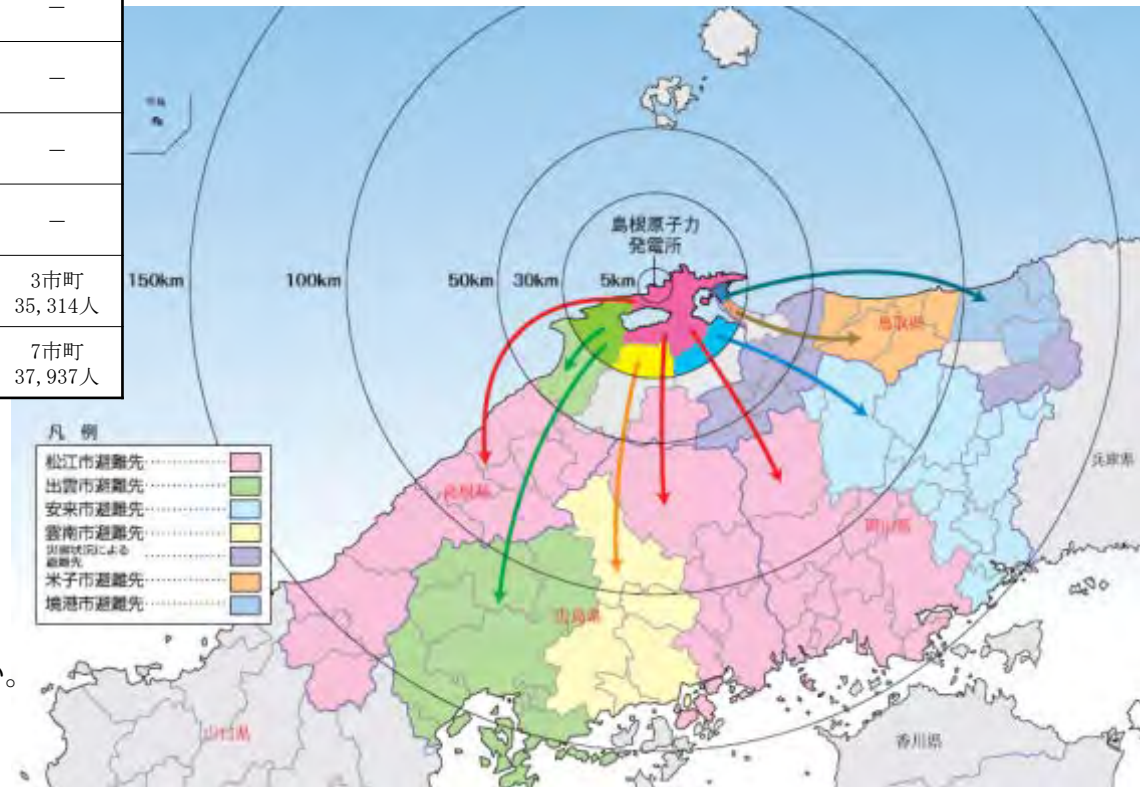
避難及び一時移転の実施にあたっては、原子力災害対策指針に基づき防護措置を講じることとしているが、島根地域全体としての避難（一時移転）の考え方については、次のとおりである。

- 原子力災害対策重点区域全体として円滑な避難（一時移転）を行うため、原則として段階的避難を実施するものとする。
- 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ避難の後、EAL又は運用上の介入レベル（OIL）に基づき、UPZの避難（一時移転）を行う。
- UPZの避難については、PAZ避難が完了した後に実施する。
- UPZ避難においても、島根原子力発電所からの距離に応じて、近い区域から段階的に避難することにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。
- 避難（一時移転）指示にあたっては、避難指示を住民に伝達できるとともに、避難状況の把握できる単位として各市が設定した範囲に対して、避難（一時移転）指示を行う。
- なお、弓ヶ浜半島については、半島という地形的特性を考慮し、全域に避難（一時移転）指示が発出された場合、区域を4分割し、段階的避難を行う。

地区別避難先等

- ▶ 地域コミュニティを維持することが避難対応や避難所生活に重要であるとの観点から、公民館・支所・コミュニティセンター単位で避難先を設定
- ▶ 早い段階で避難が必要となるP A Zの避難先は、島根県内の避難先を割り当て
- ▶ 鳥取県のUP Zは、避難先の鳥取県東部・中部へは、3つの避難経路に分かれて避難
- ▶ 避難所施設は県の避難計画において全て明示しており、住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知

市名、地区数、人口等			避難先			
			島根県	岡山県	広島県	鳥取県
P A Z	松江市	4地区 10,456人	2市町 10,456人	—	—	—
	松江市	28地区 194,523人	11市町 78,165人	13市町 65,167人	5市町 51,191人	—
U P Z	出雲市	31地区 121,702人	1市 33,977人	—	12市町 87,725人	—
	安来市	15地区 35,373人	—	14市町村 35,373人	—	—
	雲南市	15地区 32,390人	—	—	5市町 32,390人	—
	境港市	4地区 35,314人	—	—	—	3市町 35,314人
	米子市	4地区 37,937人	—	—	—	7市町 37,937人



※必ずしも区域を厳密に示したものではない。

避難先までの経路等

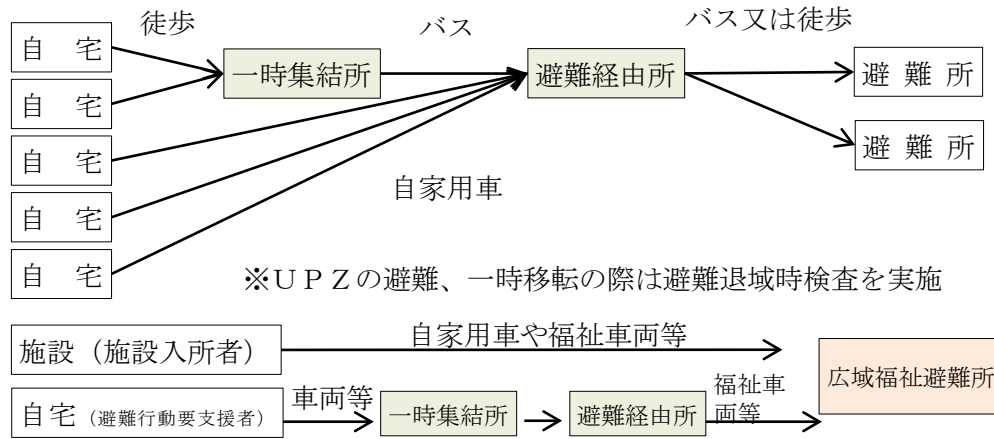
- ▶ 島根県内からの避難経路については、島根県警察本部が策定する交通規制・避難誘導計画で定める幹線道路を中心とする経路の中から複数の経路を選定
- ▶ 鳥取県では道路管理者や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行う。道路被災状況等に応じた予備経路も設定



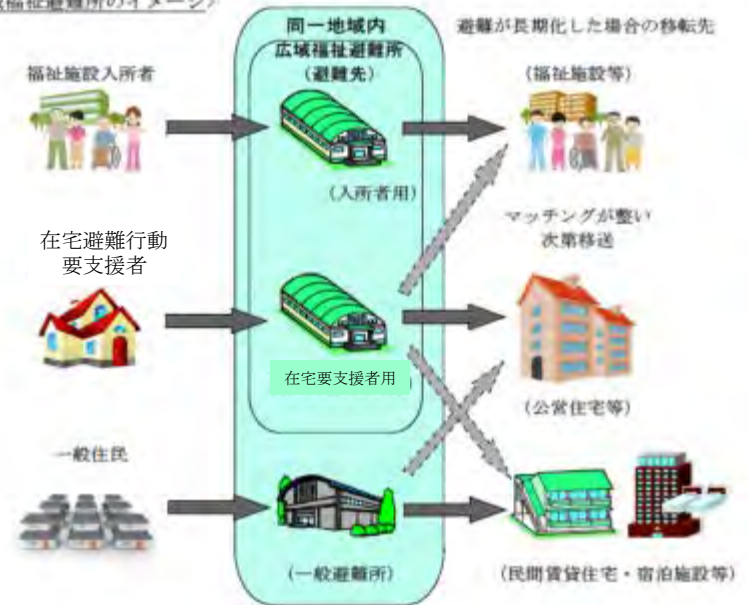
全地域の避難ルート図(作成中)

一時集結所や避難経路所、広域福祉避難所

- 避難に当たっては、多くの住民が自家用車により避難することを想定
- 自家用車避難が困難な住民は、徒歩等で「一時集結所」へ集合し、バス等による集団避難を実施
- 島根県では避難実施の円滑化を図るため、避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る「避難経路所」を予め選定
- 介護等を要する方は、一般の避難所より比較的生活環境が整った「広域福祉避難所」へ避難



〈広域福祉避難所のイメージ〉



〈一時集結所の選定基準（例示）〉

- ① 通信手段が確保できること
- ② 緊急時に開設が可能であること
- ③ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

〈避難経路所を開設するメリット〉

- ① 避難経路所において避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経路所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経路所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。等

〈広域福祉避難所の設備等（例示）〉

- ① 地域の一般住民の避難先と基本的に同じ敷地内に予め定める施設
- ② 冷暖房設備
- ③ 多目的トイレ（障がい者用トイレ）
- ④ 会議室、研修室等ある程度仕切られた部屋
- ⑤ エレベーター、バリアフリー構造、調理設備があれば望ましい 等

避難を円滑に行うための対策①（パンフレット）

- 市内全域がP A Z、UP Zに含まれる松江市では、地区ごとに避難計画を周知するパンフレットを作成し、全戸に配布
- パンフレットには、避難経路所や避難所、避難ルート等の避難時に必要な情報がもれなく詳しく記載
- 鳥取県、出雲市、安来市、雲南市においてもガイドブックやパンフレットによる広報を展開

パンフレット（松江市）の主な内容

原子力災害発生時の
鹿島 地区の避難計画 保存版

訂書用紙の裏に貼る。この裏が見えるようにダッシュボードに置いて下さい。

鹿島地区の方は「大田市」へ避難してください。

避難先一覧

避難先	避難先住所	避難先住所
避難先住所	大田市	大田市
避難先住所	大田市	大田市
避難先住所	大田市	大田市
避難先住所	大田市	大田市

避難に関する各図面の見方

- 1 地区周辺の避難計画
- 2 広域避難ルート
- 3 避難先自治体近辺情報
- 4 避難経路所周辺案内図

地区周辺「マイカー避難ルート」・「バス避難一時集結所」

広域避難ルート

避難経路所周辺案内図

I 地区周辺「マイカー避難ルート」・「バス避難一時集結所」

II 広域避難ルート 【地区から目的の自治体迄まで】

IV 避難経路所周辺案内図 【避難経路所が近くなったとき】

自家用車のダッシュボードに置くことで、避難車両を識別

地区周辺の「マイカー避難ルート」・「バス避難一時集結所」、「広域避難ルート」、「避難先自治体近辺情報図」、「避難経路所周辺案内図」等が記載

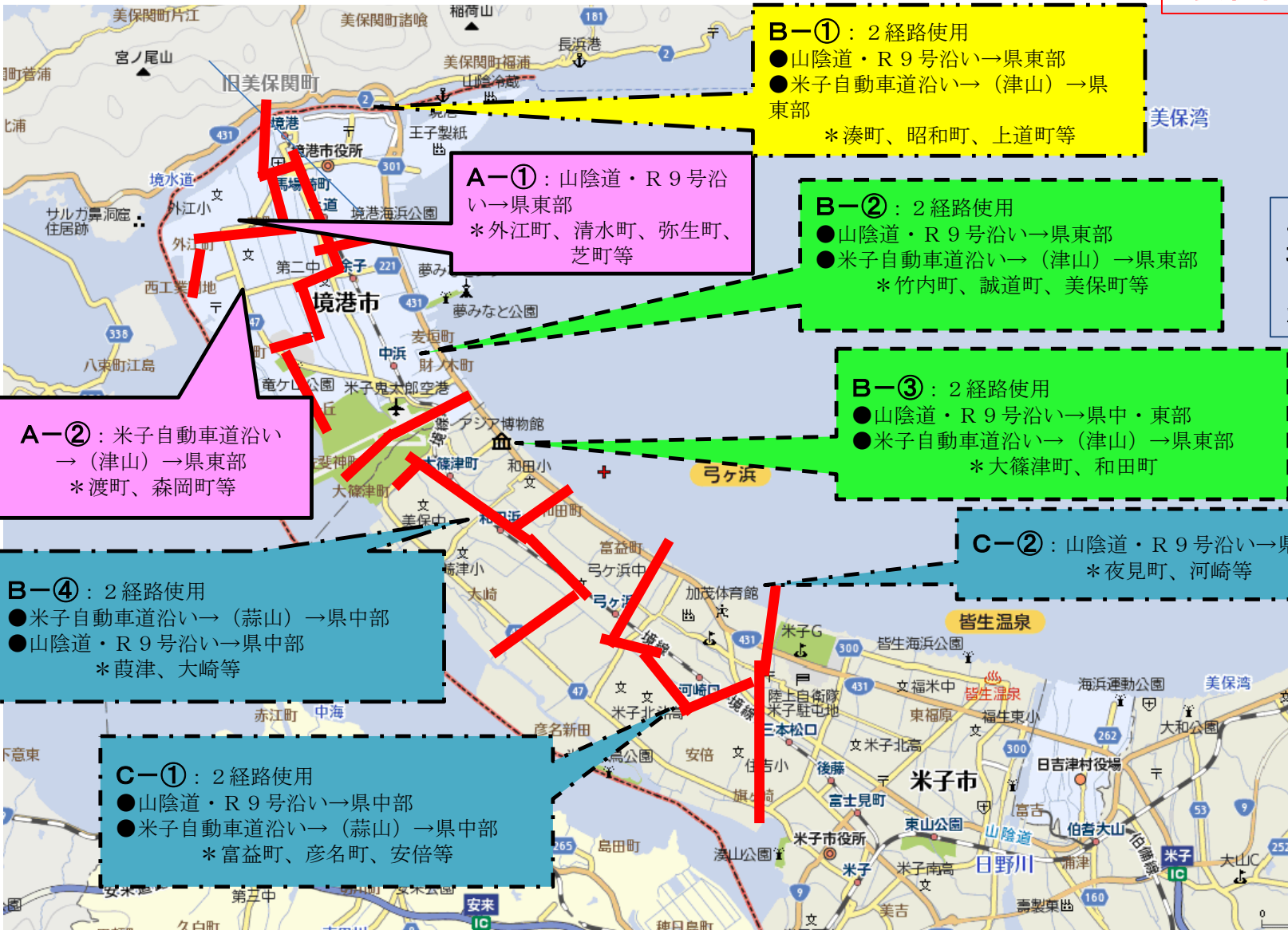
避難を円滑に行うための対策②（渋滞緩和）

▶ 鳥取県では、避難区域を4分割し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動時間を短縮することで被ばくリスクの低減を図る

要検討

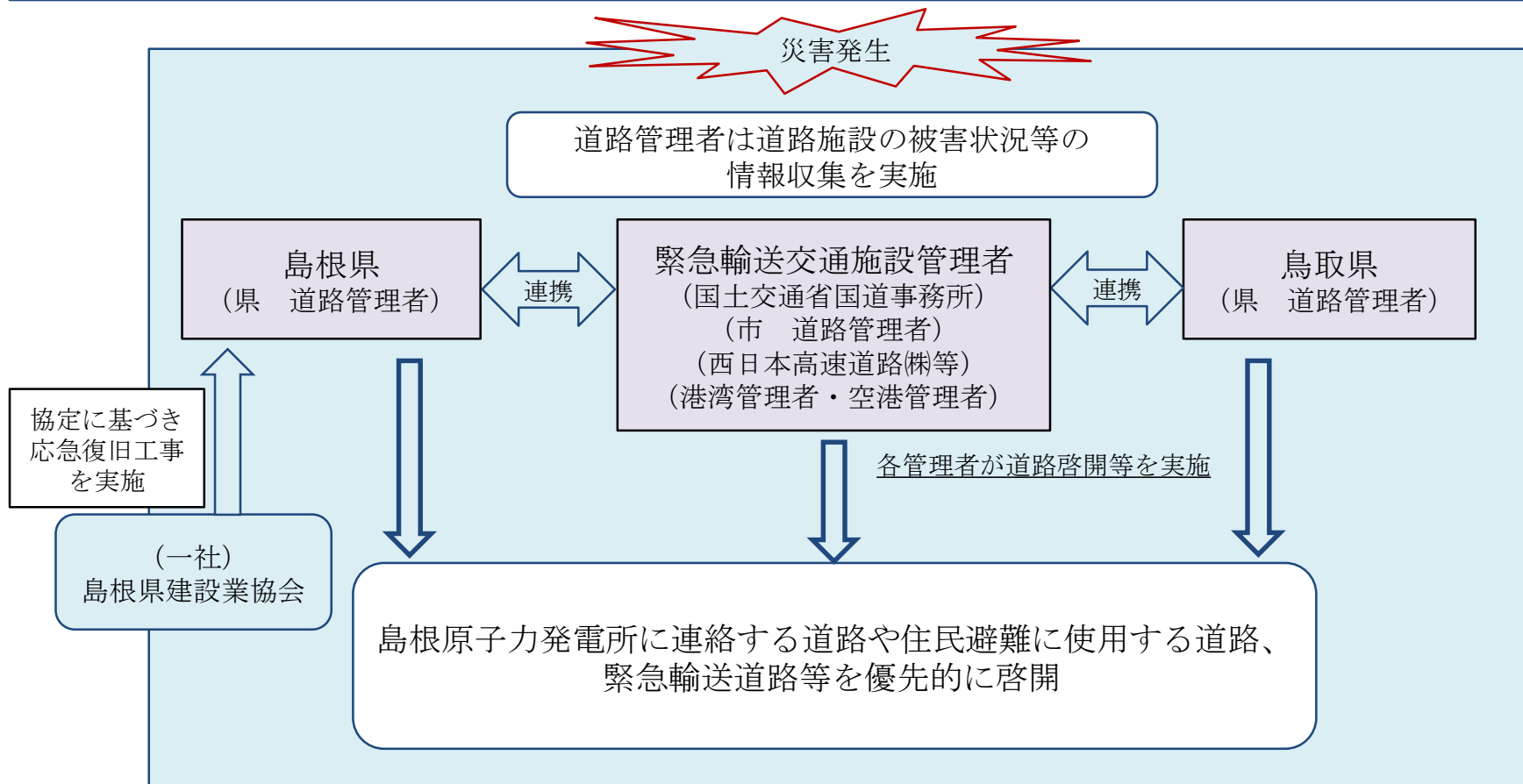
(注)
各グループ内の区分は基準、細部は、米子市・境港市が決定

より原発に近い地域(松江市)が避難した後、弓ヶ浜半島が避難



避難を円滑に行うための対策③（道路復旧、交通規制）

- 避難開始前の段階において、避難計画等で避難経路と定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、島根県、鳥取県は迂回路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施
- 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画の優先順位に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める
- 両県及び両県警察本部は、道路管理者等と連携し、あらかじめ定めた計画に基づき交通規制・避難誘導を実施、その際県境をまたぐ規制と誘導の円滑化に努める



7. PAZ内の防護措置等

<対応のポイント>

PAZ内の学校・保育所の児童生徒等は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態の段階で、避難を実施する。

PAZ内の一般住民は、全面緊急事態の段階で、避難を実施するとともに、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である場合は、屋内退避を優先する。

PAZ内児童生徒等の保護者への引き渡し・避難 ①

- PAZ内の児童生徒等は、学校等から直接避難するのではなく、早い段階で、安全を確認した上で保護者へ引き渡し
- PAZ内には、保育所が3所、幼稚園が3園、小学校が4校、中学校が1校、その他学校2校の教育施設があり、計1,874人の児童・生徒等が在籍

市名	学校名	所在地	児童生徒数
松江市	恵曇保育所	鹿島町	52
	御津保育所	鹿島町	68
	マリン保育所	島根町	66
	保育所	3	186
	佐太幼稚園	鹿島町	17
	恵曇幼稚園	鹿島町	9
	講武幼稚園	鹿島町	24
	生馬幼稚園	生馬町	12
	幼稚園	4	62
	佐太小学校	鹿島町	98
	恵曇小学校	鹿島町	84
	鹿島東小学校	鹿島町	78
	生馬小学校	生馬町	112
	小学校	4	372
鹿島中学校	鹿島町	155	
中学校	1	155	
松江工業専門学校	生馬町	1,072	
松江ろう学校	古志町	27	
その他学校	2	1,099	
	合計	14	1,874



- P A Z 内の児童生徒等は、警戒事態の段階で安全を確認した上で保護者へ引き渡し
- 施設敷地緊急事態の段階で学校に児童・生徒等が残っている場合は、避難に備え学校で待機させ、災害対策本部から指示があれば、P A Z 外の緊急退避所へ移動
- 全面緊急事態の段階で児童・生徒等が残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い避難
- 全ての保育施設・教育施設において個別の避難計画を策定済

児童・生徒等の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<p>学校</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の迎えを要請 <p>↓</p> <p>保護者の元へ帰宅</p>	<p>(学校に児童・生徒等が残っている場合)</p> <p>学校</p> <p>↓</p> <p>〈避難措置実施前〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、生徒等の安全確保・把握 保護者へ連絡 バスが来るまで屋内退避 バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p>〈避難開始〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部からの指示により緊急退避所へ移動 乳幼児がいる保育所から優先的に避難 <p>↓</p> <p>緊急退避所 松江市総合体育館 (予備：くにびきメッセ)</p> <p>↓</p> <p>〈緊急退避所到着〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 順次保護者へ引渡し 保護者は避難準備の上迎えに行く 	<p>(保護者が迎えに来ない場合)</p> <p>緊急退避所 松江市総合体育館 (予備：くにびきメッセ)</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が迎えに来ない場合、教師が引率してバスで避難 バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p>↓</p> <p>避難所</p> <hr/> <p>移動が完了しないうちに全面緊急事態となった場合</p> <p>↓</p> <p>学校</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の指示に従い、教師が引率してバスで避難 バスは、県が確保し、市と協力して手配 保護者へ連絡 <p>↓</p> <p>避難所</p>

PAZ内即時避難困難者（入院患者、施設入所者）の屋内退避、避難 ①

- 即時避難困難者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難
- PAZ内には、病院が1か所、入所社会福祉施設が14か所あり、そのうち、病院1か所、入所社会福祉施設6か所の合計7か所に放射線防護設備を整備済で、これらに249人が入院あるいは入所

市名	施設名	所在地	定員
松江市	鹿島病院	鹿島町	177
	病院	1	177
	特別養護老人ホームあさひ乃苑	古志町	29
	特別養護老人ホームゆうなぎ苑	島根町	50
	特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町	50
	障害者支援施設はばたき	島根町	40
	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設松江学園	島根町	20
	障害者支援施設四ツ葉園	古志町	60
	入所社会福祉施設	14	249

PAZ内放射線防護対策整備済施設



P A Z内即時避難困難者（入院患者、施設入所者）の屋内退避、避難 ②

- P A Z内の即時避難困難者は、警戒事態の段階で屋内退避の準備を開始
- 施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避を実施

即時避難困難者（入院患者、施設入所者）の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
放射線防護対策施設	放射線防護対策施設	放射線防護対策施設	放射線防護対策施設	
<p><屋内退避の準備></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域へ即時避難困難者を移動 	<p><屋内退避の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避 	<p><屋内退避の継続></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避を継続 放射線防護装置を起動 	<p>適切な搬送体制の確保が整った後</p>	
	<p><屋内退避時の生活物資等の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設には、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備 <p><屋内退避時の放射線防護資機材の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄 			<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保 避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院や広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">病院（避難先）</div>
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">広域福祉避難所</div>